

介護支援専門員専門課程Ⅰ・Ⅱ及び  
更新研修受講希望者 各位

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長  
(公印省略)

令和2年度青森県介護支援専門員専門課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修（実務経験者向け及び実務未経験者向け）の開催中止並びに介護支援専門員証の取扱いについて

令和2年度青森県介護支援専門員専門課程Ⅰ・Ⅱ及び更新研修について、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う法定研修全体のスケジュール見直しにより、開催を中止することとしました。

また、更新研修中止に伴う介護支援専門員証の有効期間等の取扱いについては下記のとおりとしますので、よろしくお願ひします。

記

1 介護支援専門員証の取扱いについて

(1) 有効期間が令和2年11月1日から令和3年10月31日の者

(今年度の更新研修を修了し、更新しなければ有効期限が満了する者)

ア 介護支援専門員証の有効期間の取扱い

臨時的な取扱いにより、有効期限の翌日から1年延長します。(来年度、更新研修を受講してください。)

イ 介護支援専門員証の有効期間を延長する手続き

今回の延長に伴う事務手続きはありませんので当課への連絡は不要です。

このため、お手持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日の記載上は満了しても介護支援専門員証として有効です。

ウ 介護支援専門員としての業務

介護支援専門員証に記された有効期限の経過後でも、1年延長後の期間内であれば介護支援専門員として業務に携わっても支障ありません。

(2) 有効期間が令和2年10月31日までの者

有効期間の延長はありません。

なお、昨年度以前に、更新のための研修を修了している場合は更新の手続きをしてください。

2 県から市町村への周知について

今回の通知内容について、当課から各市町村へ周知し、情報共有を図ります。